

## タイの土地と村落を考える

— いわゆる「本源的所有」をめぐる —

北原 淳

一、日タイ比較はなぜ困難か？

最近の村研の課題報告の中のいくつかは「本源的所有」をめぐる議論がある。本報告ではタイの土地制度を手がかりにして、「本源的所有」の多様性とわが国の特殊性を検討するための糸口としたい。

まず第一に、「土地と村落」という枠組は日本の特殊性をもった枠組であって、タイにおける土地の保全や生産的利用という課題を考える際には直接役だたない、ということを目指したい。たしかに同じ東南アジアでも地域によっては、わが国の自然村との比較が可能なジャワのような場合もある（高橋明善「村落社会研究のための基礎考察」北川・蓮見・山口編『現代世界の地域社会』有信堂一九八七年）が、このジャワの村落もその基礎に後述のタイのような特徴をとどめているという主張もある。

最近の比較共同体研究の諸成果は、「アジア的共同体」の特徴について次のような指摘をしている。第一は、マルクスの想定した「東洋的形態」が一定の歴史的發展の産物であって、源初ではない、という点である。源初の共同体は焼畑耕作段階に典型的で、数戸の小集落と土地の自由な個別占有、利用にもとづくものであった。しかしそれがある特定の条件のもので大集落化し、共同所有、共同規

制を強めた場合が、いわゆる割替共同体である。さらに政治権力が割替制を耕作強制に転化した場合もある(以上、小谷汪之「マルクスとアジア」一九七九、同「共同体と近代」一九八二、桜井由躬雄「東・東南アジアにおける割替性の分布と展開」(科研資料)など)。

第二は、アジアの共同体が家族制度に由来して成員の無制限収容(いわゆる「実質的平等」)の傾向をもつ点が注目されている点である。たとえば東南アジアの村落はわが国の村落とちがい、均分相続制も手助って、二、三男も正式成員として認めるが、これが低所得の過剰人口の滞留の一因となっている(滝川勉編「東南アジアの低所得層」一九八二)。またロシアのミール共同体は、ドイツのフリー原理のゲルマン共同体とちがい、世帯を構成する二、三男にも広く割替権を開放し、世帯を構成する者すべてを正成員とする「実質的平等性」をもっていた(肥前栄)『ドイツとロシア』一九八六)。わが国の近世村もアジアの共同体とはちがい成員限定的、従って階層秩序的傾向をもつ、とされる点はとくに注目される。

第三は、わが国の近世村落の成員権が法制的に作り出されたものであり、「家株」のような形で限定されている、という主張がある点である(古くからある主張だが、最近ではたとえば、蓮見音彦「行政村としての自然村——日本農村社会学論の再検討」前掲北川ほか編所収、長谷川善計「日本の家と同族団」『社会学雑誌』四一九八七、など)。わが国の近世村がイエの成立を機にアジアの共同体の実質平等的性格を失ったことがあらためて確認された、といつて良い。

以上の比較共同研究・家族史研究の諸成果に照らしてみると、タ

イの伝統的土地制度には、「アジアの共同体」の源初的形態である、割替制度以前の、焼畑耕作段階的な土地の自由個別占有(レヴィンスキの「無所有状態」)と家族と村落の流動性が顕著にみられるのに対して、日本の近世村は、「アジアの共同体」とはちがう性格をもつ。そしてこのような伝統的な土地と村落のあり方がタイと日本現在のそれを規定しているのである。両者は一見、どちらも小農により構成される村落である、としてもその歴史的性格の落差はきわめて大きい。委員より両国の比較をテーマに報告せよ、と言われた時、困惑したのは以上のような理由による。東南アジアの村落とわが国の村落が直接比較の対象にならない以上、タイの土地と村落のあり方を報告しても、それがわが国のそれに対して直接寄与することは、残念ながら、きわめて少ない(沖繩の村落が媒介項となる可能性はある)。

## 二、タイの土地と村落

### (一) 伝統的土地所有の特徴

タイ族の中でも雲南やベトナム西北に住む山間盆地のタイ族は、小国家(ムアン)の形成と人口増加の過程で焼畑的自由占有の段階から割替共同体へと展開した。しかし現在のタイの国土(およびラオス)に定住したタイ族は、広大な未耕荒蕪地に恵まれたため、長らく焼畑段階の土地占有と村落形成の特徴を持続させてきた。もちろん、そうはいっても政治支配の核心部の内地方では農民からの夫役・貢納収取制度が発展したのであり、農民的保有権の形成と政治支配のそれへの寄生があった。収取組織の末端の下級役人は在村し、農民との保護し被保護のパースナルな関係を結んだとされる。

こうした核心部の状況を周辺部にまで規定するのはまちがいがだが、周辺部の、政治支配から相対的に自由な「共同体」状況を一般化するのにもまたゆきすぎである（最近翻訳されたチャティプ・ナートスパー『タイ村落経済史』 井村文化事業社、は後者の単純化をおかしている点が問題点のひとつである）。

碩学ロベール・ランガの有名な『タイ土地制度史』（右訳書末尾に部分に訳あり）は、アユタヤ時代（一四〇一―一八世紀）の伝統的土地制度の特徴を、国王による全国土の所有体制とその下での臣民の土地の権利の脆弱さ、としてとらえている。しかしこのランガの説は「国家最高地主説」の適用にすぎない。私見では臣民の土地の権利の脆弱さ（すなわち利用しない土地は所有できない利用と所有の一致、利用を前提とする限りでの数年間の占有の保障慣習）は、国王に所有権が集中したというより（それはイデオロギーにすぎない）、広大な未耕荒蕪地の存在を前提とした粗放的で移動耕作的な農業（稲作も含めて）に自然な「本源的所有」のあり方が反映されたもの、とみるべきだと思ふ。またつけ加えるなら、すでに保有の確定した土地は争いがなかったのに対し、開墾地では保有権が未確定なため「シキマキ」や利用権侵害のような争いがおき、その争いの判例が法典中の条文として残った、とも考えられる。

## （二）デルタ下流部の開発と村落の形成

一九世紀松のデルタ下流部の水田化と村落の形成は、外的には周辺部の植民化とモノカルチャーにともなう食糧不足を補う米の輸出を原因とするが、内的には農民身分の一元化と従属身分農民の開放、つまり均一的小農体制の確立（チャクラー改革の一大要素）に由来

していた。デルタ下流部の広大な荒蕪地は、このような状況下で、あたかも源初の開墾時代の自由な土地占有が再現された感があった。本報告ではこのような連続面を文化パターンとして強調するが、くり返せば、この過程で開墾を行った「自由な農民」は農民解放という一定の歴史的産物であり、彼らの形成した「自然村」も行政の末端として把握されていた。この点を忘れて、「開墾による自然村の形成」を過度に強調することは歴史の無視にすぎない、ということ

を明記したい。

バンコク西方六〇キロにあるナコンパトム県の一農村（行政組織の末端としてのムー・バーンで戸数約一二〇戸）は一八八〇―九〇年代に草分けが定着してできたむらである。一九一〇年頃の村の中をみると少くとも四つほどの小集落（ムーンまたはバーン）である。この小集落は戸数は一〇戸未満であり、数戸の親子世帯、兄弟世帯からなる複合的家族（「屋敷地共住集団」）を中心的要素としていた。この小集落は規模からいうと、開墾時代の村落、ゲルマンのヴァイラーにほぼ等しい。このムーのうち最古の草分けの住むムーは、隣接のもう一人の有力草分けの住むムーとともに、むらの最良地（二キロ四方ほど）を漠然とした領域として確保していたもようである。おそらく最古のムーの草分けIがまず自分の身近な人々（親族、友人のグループでタイ語のバック・ブアック）と確保した土地に、知りあいのもう一人の有力草分けIIがかかわることを許されたのであろう。しかももう二つのムーの人々はそれぞれ二―三〇〇メートルはなれた場所に居住地を築き、耕地もその最良地とはなれた部分を占領、耕作した。

単数（場合により複数のムーの共同）のムーが漠然たる領域とし

て確保した土地内部では家族による個別占有・利用が行なわれた。この場合の「家族」とは親子世帯の複合体である「屋敷地住集団」である。独立した兄弟世帯間で複合的家族を形成し、土地の共同占有、開墾、利用を行なったかどうか、この村では不確かだが、有名なコーネル大のバンチャン村の例では、兄弟世帯は個々独立して占有、利用している（シャープ、ハンクス共著、『バンチャン』 第二、六章）。

以上要するに、土地の占取、利用については（一）ヴァイラーの小集団が一定の土地領域を確保し、（二）その内部で個別家族（おそらく「屋敷地共住集団」）の自由な占有と利用が行なわれた。これは、まさに焼畑段階の「アジア的共同体」の土地占有の伝統の再現である。ただし、すでに二〇世紀初頭は近代的土地登記制度と地券が導入され、その影響を受けていたので、利用せずとも占有権をもつ、という状況にあったとみられ、「本源的所有」は形骸化していた。

次に土地の相続状態を検討してみよう。前途の最古の草わけが確保し、中心的な二つのムーの中の家族が個別に占有、利用した土地は現在その三代目、ないし四代目に対する相続が進行している。タインの相続は男女均分制であり、また単系制の系譜意識が相対的に弱いため、相続関係は必ずしも単純な規則性を示さないが、それにもかゝらず、父母の土地の子供への相続の連鎖という形を通じて、草わけの土地は意外な高率性をもって三代、四代目の子孫に相続されている。その相続の規範的側面をみると、「先祖の土地を守るのは子孫の役目」、「子を守るのは親の役目」という理由付けがなされている。

夫婦各自の持参（相続）財産は夫婦別財であり、窮極的にはそれは夫婦各自の属する兄弟集団の共有財産である。そしてその共有観念は父母の霊の供養観念によって裏打ちされている、というのが兄弟関係を中心とした親族集団の土地保全の背後にある意識の構造である。従って両親から「均分相続」を受けた土地はこのような親族集団の規範の統制のもとにある（すでに淡い規範と化しているが）。

以上のようにタテの関係でも浅く、ヨコは兄弟以上に広がりがないが、その範囲内では土地を保全しようとする力が働く。（これまでの「ルース」論が見逃してきたのは、親族関係のこうした側面である。）ただしタイの「本源的所有」はこのようなきわめて小さい、「ある種族団体ないしは共同体の成員としての個人の一定の定在を前提とする」（マルクス）のであり、割替制共同体のごとき村落の枠組にまで発展しなかった。

現在バンコク周辺の農村の土地は、都市部の余剰資金による土地投機の犠牲となりつつある。兄弟の一人が投機者に売ろうとした土地を兄弟の連帯でやめさせた、という話は聞くが、村外者に土地を売ることが規制する村の規範もサンクションもない。共同体規制は驚くほど欠如している。土地保全を行なうとしたら、おそらく何らかの行政的措置が必要だろう。村落の自主性に期待するのは無理である（以上のデルタの）農村のデータは、北原編『タイ農村の構造と変動』勁草書房 一九八七、第二部一、二、（五章）。